漁業法（昭和２４年法律第２６７号。以下「法」という。）第５８条において読み替えて準用する法第４２条第１項の規定及び同項の規定を実施するため、京都府漁業調整規則（令和２年京都府規則第５４号）第４条第１項第３号に掲げる小型いかつり漁業のうち、京都府外に住所を有する者が営むものについて、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和６年２月２７日

京都府水産事務所長

１　許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	船舶等の数	船舶の総トン数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
小型いかつり漁業	２０隻	５トン以上１５トン未満	京都府沖合海面	５月１０日から１０月１５日まで	別記１の１
	２０隻	５トン以上１０トン未満		５月１０日から１１月３０日まで	別記１の２

別記１　漁業を営む者の資格

１　福井県小型いか釣漁業者と京都府釣漁業者とが締結した協定に基づく申請者

２　但馬海区いか釣漁業者と京都府釣漁業者とが締結した協定に基づく申請者

２　許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和６年３月１１日から令和６年４月１２日まで

３　備考

（１）許可の有効期間

この許可の有効期間は、令和６年５月１０日から令和７年５月９日までとする。

（２）許可又は起業の認可に付する条件

この許可又は起業の認可には、京都府海域における知事許可漁業の許可等に関する取扱方針に掲げる条件を付すことがある。